

## 山家スポーツ公園野球場に 防球ネットを設置しました

山家スポーツ公園野球場の場外飛球対策として高さ12メートルの防球ネットを新たに設置しました。

### ● 4月から利用を再開します

野球場の利用を中止していましたが、安全対策を講じ、4月から野球場の利用を再開します。

### ● 問い合わせ先

文化・スポーツ振興課 スポーツ振興担当 ☎(925)4802

### ● 予約に関する問い合わせ先

筑紫野市体育協会(勤労青少年ホーム内) ☎(925)4801

※このネットは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの令和2年度スポーツ振興くじ(toto)助成金を活用しています。



## 新型コロナワクチンに関する最新情報

### ● 会場はカミリーヤ、市役所を予定

ワクチン接種は、広い会場を使用して行う「集団接種」と、かかりつけ医などの身近な医療機関で行う「個別接種」に分かれます。

集団接種会場は、カミリーヤおよび市役所を予定しています。

個別接種の詳細は、決まり次第、広報紙やホームページでお知らせします。

● クーポン券の発送準備を進めています。

ワクチン接種を受けるためには「クーポン券」が必要です。

クーポン券は、国が示す優先順位に応じて、対象の人に随時発送します。ワクチンは希望するすべての人が接種できるように順次供給されます。安心してお待ちください。

### ● 福岡県相談窓口が開設されました

相談窓口は、厚生労働省、福岡県、

筑紫野市が開設しており、相談内容によって、窓口が異なります。下の表をご確認ください。

	受付相談内容	電話番号・時間
厚生労働省	コロナワクチン施策の在り方に関する問い合わせなど	☎0120(761)770 (9時~21時)
福岡県	接種後の副反応など医学的知見が必要な専門的な相談など	☎0570(072)972 (24時間対応)
筑紫野市	接種のための具体的な手続きに関する相談など	☎0570(020)707 FAX(926)6006 月~金曜日、9時~19時 土・日曜日、祝日、9時~17時

### ● 問い合わせ先 健康推進課(カミリーヤ内) ☎(920)8611

### ● 市ホームページ

「新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報」



# 固定資産税の納税通知書を発送します

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、登記簿・固定資産補充課税台帳に所有者として登記・登録されている人に課税される税金です。税額は次の手順で決定されます。

- ①固定資産(土地、家屋、償却資産)を評価し、価格(評価額)を決定し、その価格をもとに課税標準額を算定します。
- ②課税標準額×税率=税額  
 固定資産税=固定資産税課税標準額×1.4%  
 都市計画税=都市計画税課税標準額×0.3%  
 ※都市計画税は都市計画事業(道路・公園整備、土地区画整理事業など)の費用にあてるための目的税です。  
 課税対象は、市街化区域内にある土地と家屋です。

税額などを記載した納税通知書を4月上旬に納税義務者に送付します。課税明細書に資産ごとの評価額などを記載していますのでご確認ください。

事業用の資産として使用している資産がある場合、所得税の確定申告にもご利用できますので大切に保管ください。

土地・家屋は、3年ごとに評価を見直します。今年の評価替えの年です。詳しくは納税通知書に同封しているチラシをご覧ください。

## 【土地の評価】

総務大臣が定めた「固定資産評価基準」に基づき、地目別の評価方法により評価します。登記地目とその年の1月1日の現況が異なる場合は、現況の地目により評価します。

## 【家屋の評価】

新築や増築時に家屋調査を行い、「固定資産評価基準」に基づき、評価額を算出します。

●家屋を建てたとき、取り壊したとき  
 新築・増築した場合、原則として法務局での登記が必要です。また、家屋を取り壊した場合には、建物の登記を抹消する手続きをしてください。

●家屋の各種改修工事をした場合の減額措置について  
 耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合、家屋の固定資産税の減額措置があります。改修工事後3カ月以内に申告が必要です。詳細は問い合わせください。

## 【償却資産の評価】

評価額は、毎年、提出される償却資産申告書の取得価額を基礎として、耐用年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して算出します。

●問い合わせ先  
 減少(減価)は、取得価額の5%までとなり、その資産を所有する限り毎年課税されます。

税務課 固定資産税担当

# 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

市が課税している全ての土地または家屋の評価額などを記載した縦覧帳簿を所有する物件に応じて見ることができます。なお、償却資産については縦覧の対象外です。

●縦覧できる人 納税義務者本人または委任を受けた代理人

●期間 4月1日(木)～4月30日(金)

●場所 税務課 固定資産税担当

●縦覧に必要なもの

▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)

▽代理人の場合は納税義務者からの委任状(法人の場合は法人印を押印)

※固定資産課税台帳(名寄帳)は本人資産に関わる部分に限り常に関連できます。

●令和3年度の固定資産課税台帳に登録されている評価などの証明は、4月1日(木)から発行します。

●問い合わせ先  
 税務課 固定資産税担当